

# 秋田県森の案内人登録要領

制定 令和8年5月27日 森保-522

## 第1 目的

県民参加の森づくりを推進するため、森林の役割や重要性を県民に広く伝える指導者を「秋田県森の案内人」として登録し、県民の森林・林業への理解の醸成を図る。

## 第2 申請資格

森林や林業、自然の知識を理解し、森林・林業体験や学習の指導を意欲的に取り組み、かつ、次の各号のいずれかに該当する者は、「秋田県森の案内人」としての登録を知事に申請することができる。

- (1) 過去に「秋田県森の案内人」として登録され現在も継続して活動している者で、申請書提出前1年以内に「別表 県の指定する研修会等」を2つ以上受講した者
- (2) 新規で申請する者で、申請書提出前1年以内に「別表 県の指定する研修会等」の必須研修を受講し、かつ、その他の研修を2つ以上受講した者

## 第3 申請期間

秋田県森の案内人の登録を申請する者は、次の期間に申請するものとする。

- (1) 新規で申請する者：随時申請可
- (2) 登録更新する者：登録有効最終年度の2月1日～2月末日を原則とする。

## 第4 申請

秋田県森の案内人の登録を申請する者は、次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 秋田県森の案内人登録申請書（様式第1号）
- (2) 顔写真1枚（サイズ：縦3.0cm×横2.4cm/カラー/申請前6か月以内に撮影したもの/裏に氏名記入）

## 第5 登録

知事は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、秋田県森の案内人として適当と認められる場合は、秋田県森の案内人登録者名簿に登録するとともに、秋田県森の案内人登録証（様式第2号）を交付する。

## 第6 登録期間

秋田県森の案内人の登録期間は、登録した日から3年を超えない年度末までとする。

## 第7 登録の取消し

知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取消することができる。

- (1) 登録者（登録者が届け出ることができない場合は代理人）から登録取消しの届出があったとき
  - (2) 本制度が目的とする活動を停止したとき
  - (3) 秋田県森の案内人としての品位を著しく汚す行為、その他案内人として不相当と認められる事由があるとき
- 2 知事は前項の規定により登録を取消したときは、当該登録者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 登録を取消された者は、速やかに秋田県森の案内人登録証返納届（様式第3号）を知事に提出するとともに、登録証を知事に返還しなければならない。

## 第8 雑則

この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、令和8年5月27日から施行する。